

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行												
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1・2 (略) 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】(4) (1) (略) (2)【株主総会における決議内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 類</th> <th style="width: 33%;">株 数 (株)</th> <th style="width: 33%;">取得価額の総額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) (略) 4～9 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】 1 (略) 2【経理の状況】(12) (1)・(2) (略) (3)【株主資本等変動計算書】 3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等 a (略) b 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>会社法第156条第1項</u>の規定による株主総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価格の総額について記載すること。 c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する会社法第156条第1項</u>に規定する取締役会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価格の総額について記載すること。</p>	種 類	株 数 (株)	取得価額の総額(円)				<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】 1・2 (略) 3【定時総会又は取締役会の決議等の内容等】(4) (1) (略) (2)【定時総会における決議内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 類</th> <th style="width: 33%;">株 数 (株)</th> <th style="width: 33%;">取得価額の総額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) (略) 4～9 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】 1 (略) 2【経理の状況】(12) (1)・(2) (略) (3)【<u>利益処分計算書(又は損失処理計算書)</u>】 3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 定時総会又は取締役会の決議等の内容等 a (略) b 「定時総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>商法第210条第1項</u>の規定により定時総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。 c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>商法第211条ノ3第1項</u>に規定する取締役会の決議（同項第1項に掲げる場合を除く。）により決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。</p>	種 類	株 数 (株)	取得価額の総額(円)			
種 類	株 数 (株)	取得価額の総額(円)											
種 類	株 数 (株)	取得価額の総額(円)											

d 「その他」欄には、b及びc以外の事由により自己の株式を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。

e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。

(5)～(9) (略)

(10) その他買付け等の条件及び方法

a (略)

b 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

c～f (略)

(11) (略)

(12) 経理の状況

a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。

(a) (略)

(b) (a)以外の場合

「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。)を記載すること。また、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。

b・c (略)

(13) (略)

d 「その他」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、商法第212条第1項本文の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めによるものに区分して上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。

e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条第1項の規定による定時総会の決議、同法第211条ノ3第1項に規定する取締役会の決議(同項第1号に掲げる場合を除く。)、商法第213条第1項の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めに基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。

(5)～(9) (略)

(10) その他買付け等の条件及び方法

a (略)

b 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが商法第210条ノ2第1項等の他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

c～f (略)

(11) (略)

(12) 経理の状況

a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。

(a) (略)

(b) (a)以外の場合

「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書(又は損失処理計算書)に限る。以下同じ。)を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。

b・c (略)

(13) (略)